

令和8年（2026年）3月18日

予定価格の積算内訳公表試行内容

（1）公表対象工事

次に掲げるものとする（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、道の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事で、その予定価格が400万円を超えると見込まれるもの。

ただし、年に1回発刊する刊行物に基づく単価を使用した工事については、公表を行わない。

（2）公表対象振興局

別に示す（総合）振興局

（3）公表時期

契約締結日の翌日から起算して1ヶ月経過以降

（4）公表期間

公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで

（5）公表方法

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム（愛称：ドアリス）による

（6）公表する積算内訳の内容（公表用設計書（試行））

工事設計書のうち、積算書鏡、工事別鏡、工事費内訳表、工事費明細書及び単価表を公表する積算内訳とする。